

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 琉球政府 機構・
人事・県民会議

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43358

知在知事 9 仙命

50日以内に実施する旨の規定を(有也
置くとする。(第1.2.9規定は

当該選挙の用に一切の規定を引用する
こととする。)

3. 何れにせよ、漢文原典を(国)初
から、法律府を中心として自治省と協働

1213段階の子。

沖繩 118

沖繩の復帰に伴う県政移行の際の暫定措置に関する要請決議

沖繩の復帰に伴い県政へ移行する際における法令適用に当つての暫定措置は、県民の自主性を尊重し、かつ、日本国憲法が定めるところの地方自治の本旨に基づいて定められるものと期待している。

よつて琉球政府立法院は、県民待望の県政移行が円滑に行なわれ、県行政をすみやかに軌道にのせるため特に次の事項が実現できるよう暫定措置を講ぜられたく院議をもつて要請する。

- 一 復帰の日において行政主席を知事とみなし、知事が選挙され就任する時まで、知事の職務を行なわせること。
- 二 復帰の日において立法院議員を県会議員とみなし、県会議員が選挙される時まで、その職務を行なわせること。

~~行政主席及び立法院議員の任期を復帰の時まで延長すること~~
右決議する。

一九七一年三月五日

琉球政府立法院

参議院議長	衆議院議長	自治大臣	総務大臣	外務大臣	内閣総理大臣
-------	-------	------	------	------	--------

あて

秘密表示 (朱印)
秘
 無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	2	1	3
付	加本		
属			

発送日 昭和46年8月19日
 処理日
 発信 加本 校査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 米北1合 第 3521 号 公 信 昭和 昭和46年8月18日 日 付

大 臣	主 管	起案 昭和46年8月17日
政務次官	アメリカ局長	
事務次官	参事官	
外務審議官	北米才一課長	
外務審議官		起案者 電話番号 加本 2465
官 房 長		

協議先

受信者 北米 牛嶋吉次 在沖縄 吉岡代現 発信者 本村大臣臨時代理

写送付先 (希望送日)

件 名 復帰後の暫定の沖縄縣知事及び
 縣會議員の取扱い

GA-2 18 247 外務省 回覧番号

米北1合第3521号
 昭和46年8月18日

在外公館長殿

外務大臣

(件名) 復帰後の暫定の沖縄縣知事
 及び縣會議員の取扱い

引用公・電信
 日付・番号

沖縄の復帰に際しては、暫定の面、行政
 主席を縣知事とせし、立法院議員を
 縣會議員とせし方針が決定している
 とは、一先、この間の措置について
 閣内各府の意向を聴取した上で、

※ 付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

(※印は文書課記入)

GA-2-1

外務省

降の文化字(在 菅野 (以 爲 部) 各 各

和 副 添 送 付 方 日。

本 (信 送 付 是) 米 沖 洋 各